

福祉用具購入費の支給に関するFAQ

令和8年4月

No.	項目	質問	回答
1	-	負担割合について、いつ時点のものを適用するのか。	領収書記載日時点の負担割合を適用します。
2	-	要支援・要介護認定の新規（変更・更新）申請中に福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	要支援・要介護認定の新規（変更・更新）申請中に福祉用具を購入した場合は、要介護認定結果が確定し、かつ、いずれかの要介護状態区分に認定されたときには、支給対象となります。なお、このときの支給申請は、認定結果の確定後に行ってください。 なお、新規申請中の方については、認定結果が非該当となった場合、支給対象となりませんのでご注意ください。
3	-	現在入院（入所）中だが、退院（退所）に備え、福祉用具を購入したい。支給対象となるか。	入院中は医療保険が適用となるため、支給対象外です。 介護保険施設に入所中も同様、施設サービス費の支給を受けるため、支給対象外です。 なお、退院または退所に向けて福祉用具を購入するときは支給対象となる場合がありますので、ケアマネジャーに相談してください。（この場合、支給申請は退院または退所後に行ってください。結果的に退院または退所に至らなかったときは、支給対象外です。）
4	-	インターネット販売の福祉用具は支給対象となるか。	福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて購入しなければならないため、インターネット販売の福祉用具は支給対象外です。
5	-	住宅改修のように、転居や介護度の上昇により支給額がリセットすることはあるか。	ありません。
6	-	出雲市に住民票を置いているが、実際は他市の親族宅で生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	他市の親族宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが作成されており、その親族宅で福祉用具を使用するということであれば、支給対象となります。
7	-	生活の本拠地は自宅であるが、自宅と親族宅を行き来しながら生活している。その親族宅で使用する福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	生活の本拠地で使用される福祉用具のみが支給対象となることから、生活の本拠地以外で使用する福祉用具は支給対象外です。
8	-	福祉用具の購入にあたり、「運搬費」や「設置費」が発生したが、これらの費用も支給対象となるか。	特定福祉用具購入では、福祉用具そのものの購入費用のみが支給対象となり、運搬費や設置費等の費用は支給対象外です。
9	-	ショートステイ先で利用するための福祉用具購入は、支給対象となるか。	支給対象外です。
10	-	有料老人ホームの入所者で、特定施設入居者生活介護を算定している要介護被保険者について、個室に置いてのみ使用する場合、支給対象となるか。	支給対象外です。 また、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）介護老人保健施設、介護医療院において使用する福祉用具の購入も、支給対象外です。
11	-	福祉用具購入後、本人が死亡した場合、支給対象となるか。	本人死亡前に使用実績があれば支給対象となります。 なお、支給申請書の申請者欄については、相続人の住所・氏名を記入してください。（委任払いの場合の「委任状」も同様です。） ※代金の支払いが死亡後となった場合は、本人が購入した事にならないため、支給対象外です。

福祉用具購入費の支給に関するFAQ

令和8年4月

No.	項目	質問	回答
12	-	同一種目の再購入は可能か。	用途及び目的が異なる同一の種目の再購入については、原則として支給対象外です。ただし、次の場合については、例外として支給対象となります。 ①過去に購入した時点から、被保険者本人の身体機能が著しく変化したことや、居住環境に変化があったことから、購入した製品が適合しなくなった場合 ②過去に購入した製品が破損し、その製品として機能しなくなり、修理又は部品の交換をすることができない場合（通常の使用による破損のみが支給対象となります。故意や過失による破損は支給対象となりません。） ③その他の特別な事情がある場合であって、出雲市が福祉用具購入費の支給が必要と認めた場合
13	-	介護保険の適用となる福祉用具が破損し、部品を交換した場合、部品の購入費は支給対象となるか。	特定福祉用具購入の支給対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換が前提となっているものについては、支給対象となります。
14	-	過去に購入した福祉用具について、カビやぬめりが生じてしまい転倒の危険性があるため、再購入した。この場合、支給対象となるか。	同一種目の再購入が例外的に支給対象となるのは、No.12に記載した事由のみです。カビやぬめり等の衛生面や汚れを理由とした同一種目の再購入については、支給対象外です。
15	-	過去に購入した福祉用具について、購入後紛失し、再購入した場合、支給対象となるか。	支給対象外です。
16	-	同一種目の再購入の場合、通常の支給申請の提出書類の他に必要なものはあるか。	「特定福祉用具の同一種目再購入に係る理由書」の提出をお願いします。また、可能な限り、破損した箇所が分かる写真の添付をお願いします。 ※購入前に、事前に高齢者福祉課へ確認してください。事前に相談がなく、破棄されて用具の状況が確認できない場合は、支給できないことがありますのでご注意ください。
17	申請	申請書類の提出期限はあるか。	領収日（購入代金の支払を終えた日）の翌日から2年です。
18	申請	令和6年度から新たに購入対象となった種目（固定用スロープ・歩行器・歩行補助杖）の支給申請にあたり、追加で提出すべき書類はあるか。	「購入」「貸与」の選択について、十分に説明を受け、医師や専門職等の意見を踏まえ選択したかどうかを確認するため、「福祉用具サービス計画」の添付が必要です。
19	腰掛便座	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレに「補高便座」を購入することは可能か。	両方に必要な明確な理由がある場合は、支給対象となる場合があります。事前に、必ずご相談ください。
20	腰掛便座	昼間はトイレに行けるため「補高便座」を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるため、「ポータブルトイレ」を購入することは可能か。	同一種目ですが、用途・目的が異なるため、購入可能です。ただし、使用用途の違いがわかるように、理由書等への補記をお願いします。
21	腰掛便座	「洗浄機能付き補高便座」や「暖房便座機能付き腰掛便座」は支給対象となるか。	テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている製品の場合は支給対象となりますが、洗浄機能や暖房機能の付加を目的とした購入は支給対象外です。事前に、ご相談ください。
22	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置本体は支給対象となるか。	自動排泄処理装置本体は貸与品のため支給対象外です。
23	自動排泄処理装置の交換可能部品	「しびん」は支給対象となるか。	自動排泄処理装置については、厚生労働省の告示により「尿または便が自動的に吸引されるもの」とされていることから、支給対象外です。
24	排泄予測支援機器	おむつ交換の時期を把握するために「排泄予測支援機器」を購入したいのですが、支給対象となるか。	「排泄予測支援機器」は、トイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的としているため、おむつ交換の時期を把握するための購入は、支給対象外です。

福祉用具購入費の支給に関するFAQ

令和8年4月

No.	項目	質問	回答
25	入浴補助用具	浴槽をまたぐ際に使用する「踏み台」は支給対象となるか。	「踏み台」は介護保険の支給対象となる入浴補助用具の品目に該当しないため、支給対象外です。
26	入浴補助用具	「浴槽内いす」を、浴槽内用と浴槽外用で購入し、踏み台として使用する場合、支給対象となるか。	原則として、同一品目を複数購入することはできません。 また、購入した「浴槽内いす」が踏み台としての機能を製品仕様上有していたとしても、介護保険制度上、浴槽内いすは「浴槽内に置いて利用することができるものに限る」とされており、浴槽外の踏み台として使用することが、用途及び目的が適しないため、支給対象外です。
27	入浴補助用具	「浴槽内いす」の取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として、使用することは介護保険の給付対象となるか。	取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用目的と異なる、浴室の段差解消に使用することは支給対象外です。
28	入浴補助用具	「すのこ」は浴室内（浴槽内）に敷き詰めなければならないか。洗いの利用する部分のみ敷く場合でも支給対象となるか。	すのこは、一部分に敷くことにより新たな段差が生じないように、原則、洗い場全体に敷いていただくことが原則となります。ただし、全体に敷くことで不具合が生じることがケアマネジャー・業者・本人の間で検討されている場合にはその限りではありません。事前に出雲市に相談してください。 また、のちに残りの部分を敷き詰めるために購入する場合は再購入の扱いとなり支給対象とならない場合がありますのでご注意ください。
29	入浴補助用具	浴室の段差解消や浴槽内の高さ調整のために「滑り止めマット」を購入した場合、支給対象となるか。	「滑り止めマット」は介護保険の支給対象となる「浴室内すのこ」や「浴槽内すのこ」に該当しないため、支給対象外です。
30	簡易浴槽	材質が硬質である「簡易浴槽」も支給対象となるか。	材質が硬質のものであっても、使用しないときに立て掛けること等によって収納でき、必要な時に居室等において入浴できるものであれば、支給対象となります。
31	簡易浴槽	洗髪器や足浴器は簡易浴槽として支給対象となるか。	部分浴に係る器具（洗髪器や足浴器等）は簡易浴槽に該当しないため、支給対象外です。
32	移動リフトのつり具の部分	移動用リフト本体は支給対象となるか。	移動用リフト本体は貸与品のため支給対象外です。
33	スロープ	自宅内に段差が複数箇所あるため、固定用スロープを複数個購入したいが、支給対象となるか。	複数個使用することが想定される品目であるため、支給対象となります。 ただし、どこに設置するか分かるように、写真の添付や理由書等への補記をお願いします。 (例：廊下→台所、トイレ→廊下 等)
34	歩行器・歩行補助杖	「歩行器」や「歩行補助杖」を、室内用・室外用として2つ購入したいが、支給対象となるか。	複数個使用することが想定される品目であるため、支給対象となります。 ただし、使用用途の違いがわかるように、理由書等への補記をお願いします。